

日野市立図書館 81-7354



1595004

次に記した日までに返して下さい。

'86. 9. 27

'86. 11. 29

'88. 9. 17

'89. 5. 26

お問合せ・ご連絡は

中央図書館	電話代	81-7354
ひまわり号		
多摩平児童図書館	電話	81-4744
高幡図書館	電話	91-7322
日野図書館	電話	84-0467
社会教育センター図書館	電話	88-2561
平山図書館	電話	91-7772
百草台児童図書館	電話呼	91-7001
市政図書室(市役所内)	電話呼	85-1111 (内490)

内図M-31-8(80×120) 上45

庁内印刷

★ ★
この券1枚で本1冊お貸し
します。
この券は他人に貸したり、
譲ったりしないで下さい。
この券をひろった方は、
表記の落し主か図書館へ
返して下さい。

内図M-31-3(50×60) 51.1.50.000



日野市緑化推進基本計画

日 野 市

前 文 ———, 基本計画作成の意義

近年、わが国の産業経済は、かつてない急激な発展をとげた。だが、その余りにも急テンポな経済成長は、人口の都市集中をいちじるしく促進し、大規模な宅地開発、公害の発生などによる自然破壊、生活環境の悪化をもたらし、広い範囲におよぶ都市問題を生み出している。

わが日野市においても、同様の情勢のなかで、人口が急増し、宅地開発・市街化の無秩序な進行によって、スプロール現象が広がり、かつての田園風景や丘陵地帯の緑が、年を追うごとに失われつつある。これに歩調をあわせるかのように、自然界の小動物もしだいに姿を消し、こんにちでは、市民の自然に接する機会は、いちだんとせばめられている。

こうした状況のもとで、自然環境をまもり、さらに豊かなものにすることが、すべての市民の願いとなり、すすんで緑地を確保し、植樹や植栽によって緑化を推進することは、市政の重要な課題となっている。

緑が、人間の生活にはたす役割は、はかりしれないほどに大きい。それは人々の心に「うるおい」や「やすらぎ」をあたえるばかりでなく、自然環境をコントロールし、大気を浄化して酸素を

供給するなど、人間の生活と健康に、かけがえのない結びつきをもっている。また意識的・計画的な緑化事業のなかで設けられる公園や広場は、市民の心と体のレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割をも果たす重要な生活空間である。

当市では、開発や都市化のなかで、可能なかぎり自然を残し、緑をまもるため、指導基準を設け一定の成果をあげてきた。げんざいでは、緑の保護と緑化の推進は、市政の中心課題のひとつとされ、市民の共感をよぶところとなっている。

しかし、まちづくりの基本課題としてこの事業に立ち向かうには、長期にわたる全市あげてのたゆみなき努力と、有効な施策の展開がなければならない。市民と市行政とが一体となった「市是」ともいうべき、世紀にわたる運動が必要となるだろう。

市はすでに、この運動の実現をめざして、市みずからの基本法として「緑化推進条例」（昭和50年12月制定）を定め、市民参加による緑化計画の作成を市自身に義務づけた。市はこの条例に基づき、5名の専門家に緑化推進委員を委嘱、緑化計画の立案をお願いしたのである。

ここに発表する「緑化推進基本計画」は、緑化推進委員のたびかさなる討議をもとに、市の公害対策課と公園緑地課がまとめたものである。この基本計画は、日野市における緑化推進事業の骨

格を明らかにした基本設計図である。したがって、これを具体化するにあたっては、市民の参加と協力のもとに、この基本計画よりさらにレベルを引上げることにつとめ、所期の目的を達成するよう努力しなければならない。

第 1 章 緑をまもる

第 1 節 自然の緑をまもる 1

1 緑地保全地域の指定

2 農地の保全

3 保存樹・保存樹林の指定

第 2 節 開発の抑制および調整 3

1 開発の規制

2 都市計画法の運用

第 2 章 緑の公共施設づくり 4

第 1 節 緑の公園をふやす

1 公園・緑地用地の確保

2 公園整備と維持管理

第 2 節 公共施設の緑をふやす 5

1 学校・保育園等の緑化

第 3 節 道路の緑をふやす 6

1 歩道の緑化

2 街路樹植栽と維持管理

第 3 章 市民参加による緑づくり 7

第 1 節 保護・緑化思想の高揚

1 広報活動および、講習会の開催

第 2 節 家庭の緑をふやす

1 苗木・草花の市民配布

付 表 施策の体系表 8

第 1 章 緑をまもる

第 1 節 自然の緑をまもる

1. 緑地保全地域の指定

東京都は昭和 47 年に、自然の破壊をくい止め、同時に積極的に自然を回復させることを目的として、「東京における自然の保護と回復に関する条例」を制定した。この条例では、まもるべき自然地域として、「緑地保全地域」と「歴史環境保全地域」を次のように定めている。

(1) 緑地保全地域

市街地とその周辺地にある樹林地・水辺地などの自然のある地域で、その自然を保護することが必要な土地の区域

(2) 歴史環境保全地域

歴史的遺産と一体となった自然がある地域で、その歴史的遺産とあわせて、その自然を保護することが必要な土地の区域。

当市では、この都条例にもとづいて、昭和 49 年、都に対して 12 ヵ所の保全地域指定を申請した。このうち、豊田北側段丘崖 60,079 m^2 が、昭和 50 年に緑地保全地域に指定された。

また、市域の13%をしめる河川敷は、良好な環境を保持しているが、とくに多摩川については、河川敷内の植生・野鳥・小動物などと、河川の自然景観を一体として保護するため、都とともに、自然環境保全地域に指定する努力をおこなっている。

2. 農地の保全

げんざい、市街化区域の農地は約379haほどになってしまったが、なお宅地への転用などによる減少がいちじるしい。しかし、市街化区域の農地は、生産緑地として市民生活に緑の空間を提供するとともに、生鮮野菜などの生産地として、その果す役割は大きい。

そこで市は、「日野市生産緑地保全要綱」にもとづき、農地の宅地並課税減額の対象にならない農地についても、一定の要件をみたせば、とくに生産緑地に指定し、生産緑地保全奨励制度によって、その保全につとめる。

3. 保存樹、保存樹林の指定

げんざい市内には、「みどりの保護・育成に関する要綱」に定める基準によって、255本（公有地を除く）の樹木が指定されている。また同要綱にもとづいて、その規模が1,000㎡以上の樹林地約41.9haが、保存樹林として指定をうけている。さらに

これらの指定を広げるため、樹木、樹林の調査をすすめていく。

保存樹、保存樹林には標識をつけて一般に表示し、保護の必要性を市民に理解してもらうと同時に、所有者（管理者）に助成や技術指導をおこなう。

第2節 開発の抑制と調整

1. 開発の規制

自然環境をまもり、その改変や破壊を最小限にいくとめ、自然の回復をすすめるために、開発を規制する。

げんざい「日野市開発行為指導基準」にもとづいて、1,000^m以上の開発行為に関しては、区域の3%以上の公園の設置、2%以上の緑地の設置を定めているが、開発区域内の植生については、できる限り現状保存を指導していく。

2. 都市計画法の運用

都市計画法は、市街化を抑制すべき地域として市街化調整区域を定めているが、日野市域では、河川敷を含め18%、約489^{ha}が市街化調整区域に指定されている。とくに市域南部の丘陵の一部に市街化調整区域があるので、これを現状のままで維持するようつとめる。

第 2 章 緑の公共施設づくり

第 1 節 緑の公園をふやす

1. 公園・緑地用地の確保

市内それぞれの地域の特性に応じた形態・規模の居住空間を生み出すための都市施設の整備とあわせ、緑ゆたかな市街地とすることをめざして、計画的な緑地空間の確保をはかっていく。

とくに多摩丘陵地帯の、自然公園法による都立自然公園の区域、首都圏近郊緑地保全法による保全区域は、いまなおゆたかな自然を形成し、市民にとって絶好のレクリエーションの場となっているので、これらの保全を積極的にすすめる。

2. 公園整備と維持管理

公園は、なによりまず市民のいこいの場であるが、同時に都市公害をやわらげ、地域社会のコミュニケーションの場として、ゆたかな都市環境を形成する機能をもつ。また災害時の避難場所としての役割も小さくない。市は、公園のもつこれらの機能を重視し、公園の種類や目的、地域性などを考慮しつつ、適切な公園の整備と維持管理をおこなっていく。

市立の公園は、その機能・用途から児童公園、近隣公園、風致公園（緑地を含む。）に大別される。

児童公園の多くは、小面積であるので遊戯施設と調和した形で中・低木の補植およびせんていの維持管理をおこない、地域緑化の核とする。

近隣公園は、高木中心の植栽がおこなわれているが、近年公害や利用者のふみつけによって衰弱した樹木が目立つので、施肥による樹勢の回復やロープ柵等による樹木の保護をおこなっていくとともに、既存の樹林を保存し高木の補植によって緑の中で憩える公園にしていく。

風致公園は、クスギ・コナラ林の保護と、これらの林を構成している樹種の植栽をおこない、一部に自然植生であるシラカシ林の復元をはかるとともに、鳥類・昆虫などの食餌植物を植栽し動物の繁殖地として整備をすすめ、失われた自然を回復していく。

第2節 公共施設の緑をふやす

1. 学校・保育園等の緑化

市内の小学校や中学校を緑化の拠点として、樹木や草花などによる緑化をすすめていく。

校内の空地には、各種樹木を植栽して緑の学校づくりを推進していく。また騒音・排気ガス・ばいじんなど公害の著しい学校に

については、とくに常緑樹を密植し、環境の整備をはかる。

保育園・幼稚園・公民館などの公共施設は、それぞれの特性をいかし市民に親しむ緑化をすすめる。

第3節 道路の緑をふやす

1. 歩道の緑化

市道のうち広い歩道を有する路線については、街路樹を、また街路樹の間には、極力低木を植栽しグリーン・ベルトを造成し道路の緑化をはかる。

2. 街路樹植栽と維持管理

今後、造成される新規の道路はもとより、既設の道路においても植栽可能な路線には、その土地に適した街路樹を植栽し、路線によって樹種をえらび緑化をすすめるほか、せんていの維持管理につとめる。

第 3 章 市民参加による緑づくり

第 1 節 保護と緑化思想の高揚

1. 広報活動および講習会の開催

市民の緑化についての理解と協力をうるため、広報活動と各種の講習会を実施する。さらに、保護と緑化の思想を高めるため、初心者向けの刊行物を発刊していく。

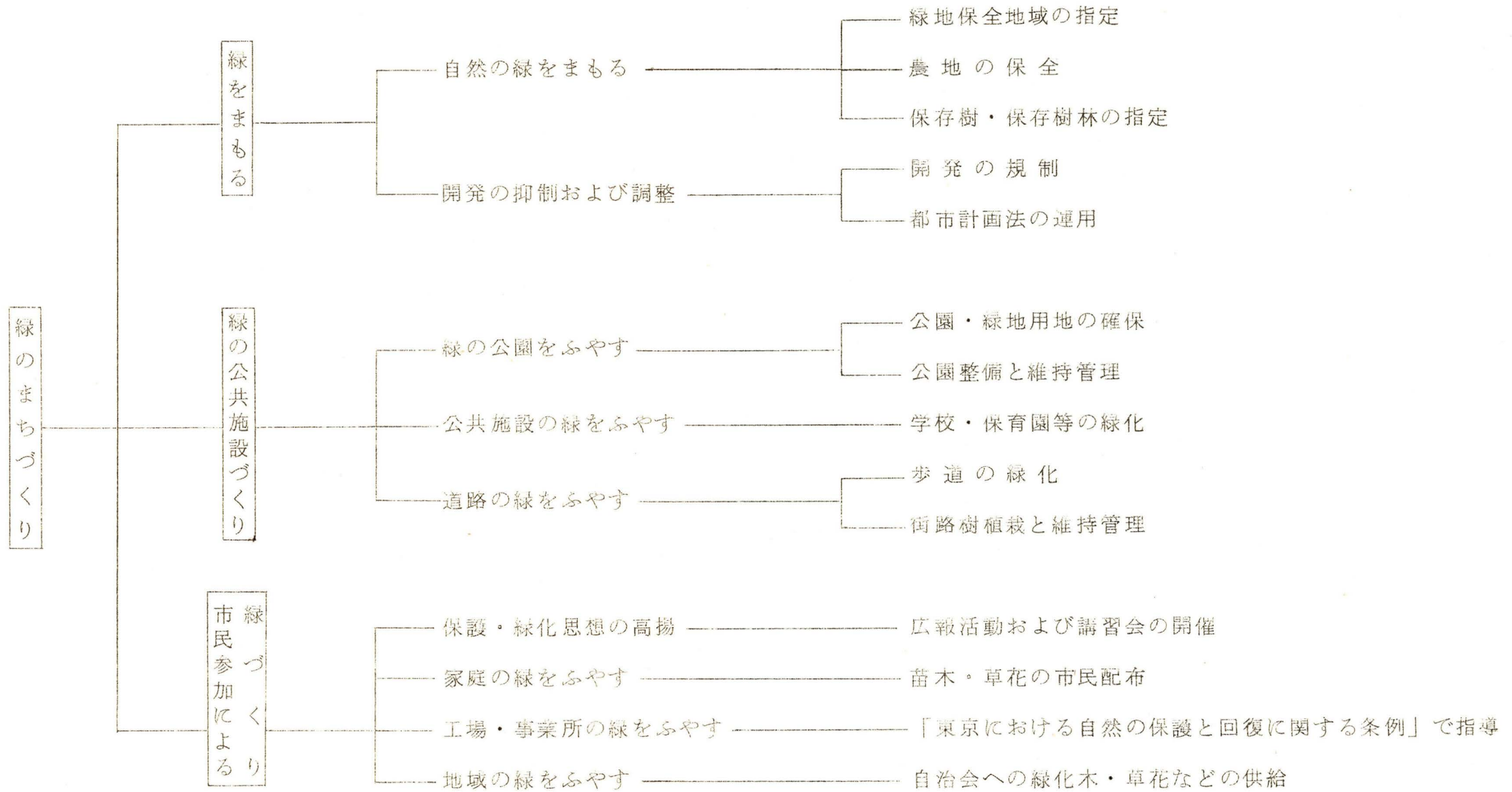
第 2 節 家庭の緑をふやす

1. 苗木・草花の市民配布

当市では、直営苗圃 9 ヵ所 (7739.1 m^2) を設け、実生やさし木による苗木や草花などの増産をはかり、育成されたものは一般市民に無料で配布し、家庭および地域の緑化を推進していく。

また、市の木「カン」市の花「キク」の普及をはかる。

施策の体系表



日 野 市 緑 化 推 進 委 員

氏 名	職 業
井 草 正	鶴川学院講師
田 中 勇	東京都立瑞穂農芸高等学校教諭
林 洋	東京都立農林高等学校教諭
富 士 亮	日野市立第4中学校教諭
鶴 島 久 男	東京都農業試験場技師

日野市緑化推進基本計画

昭和52年9月 印刷

東京都日野市役所

